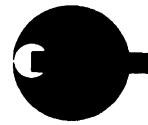


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇身体障害者関係医師の指定（障害福祉課）	一	立支援医療機関の指定（健康増進課）	四
〇奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定（青少年課）	一	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	四
〇結核指定医療機関の指定（健康増進課）	一	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	四
〇土地区画整理事業の終了の認可（都市計画課）	二	（公安委員会告示）	
〇土地区画整理法に基づく換地処分を行った旨の届出（都市計画課）	二	〇警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）の実施	五
（公 告）		〇警備員指導教育責任者講習（特別措置講習）の実施	六
〇障害者自立支援法に基づく指定自	二	（監査委員会公告）	
		〇監査結果公告	七

告 示

奈良県告示第三百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十八年十月二十七日

奈良県告示第三百二十四号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十一月奈良県条例第十二号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十八年十月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
鉄村 信治	奈良東病院	天理市中之庄町四七〇	整形外科（肢体不自由）	平成十八年十月十八日
大角 潔	おおすみ整形外科	生駒市小平尾町四一―一三	整形外科（肢体不自由）	平成十八年十月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
二十八	コミック	無敵恋愛S＊girl 2006 11月号	平成十八年十一月一日	ぶんか社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘
二十九	コミック	レイディースコ	平成十八年	セブン新	

奈良県告示第三百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十八年十月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

三十	コミック	最強恋愛バリ☆ラブ vol. 1	平成十八年十一月五日	祥伝社	発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
三十一	コミック	Boys LOVE 10月号	平成十八年十月一日	株式会社マガジン	
三十二	DVD付ムック	恋June 2006 vol. 210月号	平成十八年十月十五日	株式会社マガジン	
三十三	CD-ROM付ムック	ネットブレイヤー マニアックス セブンベスト MOK43	平成十八年十月一日	セブン新社	

奈良県告示第三百二十六号		
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。	奈良県知事 柿 本 善 也	
平成十八年十月二十七日		
一 土地区画整理事業の名称 （仮称）白庭駅前土地区画整理事業（Ⅰ工区）		
二 施行者の名称 近畿日本鉄道株式会社		
三 施行地区 生駒市白庭台六丁目の一部		
四 事業施行期間 平成十八年二月十七日から平成十九年三月三十一日まで		
五 施行認可年月日 平成十八年二月九日		
六 終了認可年月日 平成十八年十月十八日		
奈良県告示第三百二十七号		
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、近畿日本鉄道株式会社取締役社長山口昌紀及び近畿不動産株式会社取締役社長井上雅雄から次のとおり（仮称）登美ヶ丘駅前土地区画整理事業（生駒市域）の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。		

平成十八年十月二十七日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 換地処分の年月日 平成十八年十月十三日		
二 換地処分の内容 平成十八年十月四日付け奈良県指令都計第三百四十一号をもって認可した換地計画のとおり		
公 告		
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。 平成十八年十月二十七日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 病院又は診療所		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
北村クリニック	奈良市角振町一六一一 服部第二ビル二階	平成十八年十月一日
医療法人平成記念病院	橿原市四条町八二七	平成十八年十月一日
医療法人鴻池会秋津鴻池病院	御所市池ノ内一〇六四番地	平成十八年十月一日
岡クリニック	生駒市北新町一〇二〇 幸誠ビル三階	平成十八年十月一日

二 薬局		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
サン薬局高の原店	奈良市右京四一四一三三	平成十八年十月一日
サン薬局奈良店	奈良市花菱町二九	平成十八年十月一日
サン薬局学園前店	奈良市学園北二丁目一四一三 メディカル学園前一階	平成十八年十月一日
サン薬局新大宮店	奈良市芝辻町四二二三 田村ビル一階	平成十八年十月一日
サン薬局西大寺店	奈良市秋篠早月町九 秋篠サンパレス一〇一三	平成十八年十月一日
サン薬局富雄北店	奈良市富雄川西二七七七 富雄川西メディアカルビル	平成十八年十月一日
サン薬局平松店	奈良市平松一三二二四 池田ビル	平成十八年十月一日
サン薬局宝来店	奈良市宝来三丁目一六一四	平成十八年十月一日
医療法人萩乃里診療	宇陀市榛原区萩乃里五番地の一	平成十八年十月一日

サン薬局生駒店	生駒市谷田町八七三一	平成十八年 十月一日
萩の台薬局	生駒市萩の台一丁目二二 ライフコー ト萩の台 階	平成十八年 十月一日
サン薬局五位堂店	香芝市瓦口三〇九一ー IBブランド 一〇一	平成十八年 十月一日
サン薬局香芝店	香芝市上中八三三ー一	平成十八年 十月一日
サン薬局真美ヶ丘店	香芝市西真美一ー五一ー	平成十八年 十月一日
サン薬局東山店	生駒郡平群町菊美台一ー七ー五	平成十八年 十月一日
ファイン薬局	生駒郡三郷町勢野東四丁目一四一二	平成十八年 十月一日
さんこう薬局	生駒郡三郷町立野南一ー二四一六メ ゾン前田一〇五	平成十八年 十月一日
サン薬局三郷店	生駒郡三郷町立野南二一九一二二	平成十八年 十月一日
サン薬局法隆寺店	生駒郡斑鳩町興留五一ー五一ー一九	平成十八年 十月一日

ヤスイ斑鳩薬局	生駒郡斑鳩町服部一丁目四一ー二七 サン ライズビル一〇一	平成十八年 十月一日
サン薬局主寺駅前店	北葛城郡主寺町主寺二ー四一七	平成十八年 十月一日
ピーター薬局	北葛城郡主寺町主寺二丁目八ー一九 服 部ビル一階	平成十八年 十月一日
かつげ薬局	北葛城郡主寺町葛下一丁目八番四号 協 立ビル一階	平成十八年 十月一日
さくら調剤薬局	北葛城郡主寺町舟戸一丁目一ー八	平成十八年 十月一日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号 第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
平成十八年十月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日
平成十八年十月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひなた

三 代表者の氏名
谷相 浩司

四 主たる事務所の所在地
北葛城郡広陵町南郷三三五番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、地域における知的障害者に対して、食事提供などの生活援助に関する事業等を行い、知的障害者の自立生活の助長、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十八年十月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号
平成十八年一月三十一日第七六一ー八四号
平成十八年七月二十五日第七六一ー八四一ー号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年十月十九日第六五五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年十月十九日第四二五号

三 開発区域に含まれる地域
天理市樺本町二七七四一三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府阿倍野区阪南町三一八一六
株式会社南紀住宅 代表取締役 堀川秋雄

五 公共施設の種別、位置及び区域
道路 天理市樺本町二七七四一三の一部
下水道 天理市樺本町二七七四一三の一部

一 許可番号
平成十八年五月二十九日第七八一二二号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年十月十九日第六五四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年十月十九日第四二七号

三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡上牧町大字下牧九四二番地ノ一二及び九四三番地ノ一四一 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市今泉九八番地ノ一 株式会社ンテホーム 代表取締役 田中昭治 五 公共施設の種類の 位置及び区域 道路 北葛城郡上牧町大字下牧九四二番地ノ一二の二部 下水道 北葛城郡上牧町大字下牧九四三番地ノ一二の二部	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 橿原市六虫三三三番地ノ四七 藏元重孝 公安委員会告示 奈良県公安委員会告示第146号 警備業法（昭和47年法律第117号、以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号、以下「講習規則」という。）第6条の規定による警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。 平成18年10月27日 奈良県公安委員会 委員長 永田正利	受講対象者は、受講申込みを行う日において、講習を受けようとする警備業務の区分別の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 最近5年間に講習を受けようとする警備業務の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の規定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号、以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの (4) 検定規則附則第3条の規定による脱止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号、以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの 4 受講申込手続 (1) 受講の事前申請 講習を受けようとする者は、平成18年11月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付電話番号0742-23-0110内線3043。以下「警察本部生活安全企画課」という。）に対し、電話による事前申請を行い、講習受理番号を取得すること。 なお、この申請は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。
一 許可番号 平成十八年六月二十三日第七八一四〇号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年十月十九日第六五三三号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年十月十九日第四二二六号 三 開発区域に含まれる地域 橿原市土橋町二三番地ノ二及び三四番地の一部 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 橿原市葛本町二五六番地 有限会社橿原住宅 代表取締役 川崎真紀 五 公共施設の種類の 位置及び区域 道路 橿原市土橋町二三番地ノ二及び三四番地の一部 下水道 橿原市土橋町二三番地ノ二及び三四番地の一部		
一 許可番号 平成十八年八月二十三日第七八一七三三号 平成十八年十月十六日第七八一七三二一十号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年十月十八日第六五二一十号 開発区域に含まれる地域 香芝市関屋北三丁目二二六〇番地ノ一八	2 定員 各10名 3 受講対象者	

(2) 受講の申込み ア 申込期間 (イ) 1の1の7に掲げる警備業務の区分に係る講習については、平成19年1月22日(月)から同月26日(金)までの午前9時から午後5時まで (ロ) 1の1の4に掲げる警備業務の区分に係る講習については、平成18年12月11日(月)から同月15日(金)までの午前9時から午後5時まで イ 申込場所 奈良県内の各警察署生活安全課(係)。ただし、奈良県外に居住する者にとっては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。 ウ 提出書類 次の書類を受講者本人又はその代理人がイの場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。 (イ) 警備員指導教育責任者講習申込書(申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚をはり付けたもの。) 1通 (ロ) 3の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通 ア 3の1に該当する者については、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 ロ 3の2に該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し ハ 3の3に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 ニ 3の4に該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し ホ 3の5に該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 (イ) 受講者が交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1通 (ロ) 代理人が受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 5 講習手数料(受講申込みのときに奈良県又は証紙で割付すること。)	(1) 1の1の7に掲げる警備業務の区分に係る講習については、23,000円 (2) 1の1の4に掲げる警備業務の区分に係る講習については、14,000円 6 携行品 筆記用具及び居食 7 講習業務の委託 本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。 8 問い合わせ先 (1) 奈良県内の各警察署生活安全課(係) (2) 警察本部生活安全企画課 奈良県公安委員会告示第147号 警備業法(昭和47年法律第117号、以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号) 附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習(特別措置講習)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により公示する。 平成18年10月27日 奈良県公安委員会 委員長 永 田 正 利 1 講習に係る警備業務の区分、実施期間、実施時間及び実施場所 (1) 講習に係る警備業務の区分及び実施期間 ア 法第2条第1項第1号の警備業務 (イ) 平成19年2月6日(火)から同月9日(金)までの4日間 (ロ) 平成19年2月20日(火)から同月23日(金)までの4日間 イ 法第2条第1項第2号の警備業務 (イ) 平成19年1月17日(水)から同月19日(金)までの3日間 (ロ) 平成19年1月29日(月)から同月31日(水)までの3日間	ウ 法第2条第1項第4号の警備業務 平成19年3月13日(火)及び同月14日(水)の2日間 (2) 実施時間 午前9時から午後5時まで。ただし、各講習とも初日は、午前9時から午前9時30分まで受けを行う。 (3) 実施場所 奈良県大和南田市幸町2番33号 財団法人 奈良県広域地域産業振興センター 2 定員 (1) 1の1の7に掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、(イ)に定める期間に実施するもの、1の1の4に掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、(ロ)に定める期間に実施するもの及び1の1の7に掲げる警備業務の区分に係る講習については、各80名 (2) 1の1の7に掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、(ロ)に定める期間に実施するもの及び1の1の4に掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、(イ)に定める期間に実施するものについては、各30名 3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者 4 受講申込手続 (1) 受講の事前申出 講習を受けようとする者は、次に定める日の午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全企画課(受付電話番号0742-23-01110内線3043。以下「警察本部生活安全企画課」という。)に対し、電話による事前申出を行い、講習受理番号を取得すること。 なお、この申出は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受けを終了する。 ア 1の1の7に掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、(イ)に定める期間に実施するもの、1の1の4に掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、(ロ)に定める期
---	---	--

間を実施するもの及び1の1のウに掲げる警備業務の区分に係る講習については、平成18年11月20日（月）から同月24日（金）まで（祝日を除く。） イ 1の1のアに掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、（イ）に定める期間に実施するもの及び1の1のイに掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、（ア）に定める期間に実施するものについては、平成18年11月13日（月）から同月17日（金）まで (2) 受講の申込み ア 申込期間 (ア) 1の1のアに掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、（ア）に定める期間に実施するものについては、平成19年1月15日（月）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時まで (イ) 1の1のアに掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、（イ）に定める期間に実施するものについては、平成19年1月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時まで (ウ) 1の1のイに掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、（ウ）に定める期間に実施するものについては、平成18年12月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後5時まで (エ) 1の1のイに掲げる警備業務の区分に係る講習のうち、（イ）に定める期間に実施するものについては、平成18年12月18日（月）から同月22日（金）までの午前9時から午後5時まで (オ) 1の1のウに掲げる警備業務の区分に係る講習については、平成19年2月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時まで イ 申込場所 奈良県内の各警察署生活安全課（係）。ただし、奈良県外に居住する者にとっては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。 ウ 提出書類 次の書類を受講者本人又はその代理人が、の場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合、（1）により取得した講習受理番号を受け担当者に申し出ること。 (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚をばり付けたもの。） 1通 (イ) 田資格者証の写し 1通 (ウ) 代理人が受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 5 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。） (1) 1の1のアに掲げる警備業務の区分に係る講習については、23,000円 (2) 1の1のイに掲げる警備業務の区分に係る講習については、14,000円 (3) 1の1のウに掲げる警備業務の区分に係る講習については、10,000円 6 携行品 筆記具及び昼食 7 講習業務の委託 本講習は、社団法人奈良県警備業協会（奈良市法華寺町124番地の1）に委託して実施する。 8 問い合わせ先 (1) 奈良県内の各警察署生活安全課（係） (2) 警察本部生活安全企画課 監 査 結 果 公 告 監 第 11 号 平成18年10月27日 奈良県監査委員 大 倉 潔 奈良県監査委員 南 田 昭 典 奈良県監査委員 井 岡 正 徳 奈良県監査委員 山 本 保 幸 監 査 結 果 地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。 記 奈良警察署 平成18年10月10日執行 公用車事故の発生について (事実認定) 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生があり、本年度は6件認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあつては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 橿原警察署 平成18年10月10日執行 公用車事故の発生について (事実認定) 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生があり、本年度は6件認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあつては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 中和福祉事務所 平成18年10月10日執行 生活保護費返還金の未収金について (注意事項) 生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努めるべきである。 食品衛生検査所 平成18年10月10日執行 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、75,837円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 北大和高等学校 平成18年10月10日執行 支出科目について (注意事項)		
--	--	--

予算執行において不適正な支出科目による支出が認められた。 今後は適正な科目で支出すべきである。 大淀養護学校 平成18年10月10日執行 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 二階堂養護学校 平成18年10月10日執行 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、154,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 生駒警察署 平成18年10月10日執行 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 郡山警察署 平成18年10月10日執行 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 田原本警察署 平成18年10月10日執行 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。		公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 消防学校 平成18年10月10日執行 旅券事務所 平成18年10月10日執行 ヘリポート管理事務所 平成18年10月10日執行 吉野福祉事務所 平成18年10月10日執行 視覚障害者福祉センター 平成18年10月10日執行 筒井寮 平成18年10月10日執行 中央こども家庭相談センター 平成18年10月10日執行 高田こども家庭相談センター 平成18年10月10日執行 精華学院 平成18年10月10日執行 内吉野保健所 平成18年10月10日執行 精神保健福祉センター 平成18年10月10日執行 薬事研究センター 平成18年10月10日執行 食品・生活相談センター 平成18年10月10日執行 産業廃棄物監視センター 平成18年10月10日執行 高門高等学校 平成18年10月10日執行 富雄高等学校 平成18年10月10日執行 桜井警察署 平成18年10月10日執行 御所警察署 平成18年10月10日執行 五條警察署 平成18年10月10日執行 上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。		発行 奈良県 奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二二二一三三三 印刷 株式会社 春日 奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二二五七七三三
---	--	---	--	--

【定価】 一か月 三十四百五十円 一部売り 一枚につき四十五円（共に送料別）

本誌は再生紙を使用しています。